資料 93－2

あなたと まちと フェイス to フェイス
Face to Face

ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請に係る信用金庫業界への影響等について

平成24年12月12日

一般社団法人　全国信用金庫協会

1．ゆうちょ銀行の貸出業務進出に対する信用金庫からの意見等①

あなたと まちと フェイス toフェイス Face to Face

＜住宅ローンの媒介業務＞

― ゆうちょ銀行が媒介しているスルガ銀行の住宅ローンについては、不動産業者が仲介して新築案件等をゆうちょ銀行に持ち込んでいるケースが出ており、影響が出ている。

― 不動産の販売業者に勧誘攻勢がある。ゆうちょ銀行には国の事業者のイメージがあり、安心感があるといった不動産業者の声を聞いた。現状でもこのような暗黙の政府保証がある以上、今後の住宅ローン推進に対して大きな脅威となりかねない。

― また、スルガ銀行の媒介業務で取り扱っている住宅ローンは、解約手数料を２％に設定しており、民間では考えられない高い水準であると聞いた。このような金利手数料設定によって、市場の実勢と異なる顧客の囲込みの手法は顧客のためにならない。

＜個人事業主に対する住宅ローン＞

― 定型的な住宅ローンの対象とならないお客様に対しては、保証会社の保証が付かないため、金利は高めになるが、個別に対応して住宅ローンを実行している。

― 当金庫の地域では小零細企業が多いことから、定型的な住宅ローンでは貸付けが難しいので、個別に対応して貸付けを行っている。ちなみに、住宅ローンの事前相談受付件数でみれば、約６割が個人事業主である。実行件数ベースでみれば、さらに割合が高くなる。

― 住宅ローンは、当該顧客のメイン化を図ることができる商品であり、住宅ローンの新規取引がゆうちょ銀行に奪われると、その影響は他の個人分野のローン商品にも大きく影響してしまう。

1．ゆうちょ銀行の貸出業務進出に対する信用金庫からの意見等②

あなたと まちと フェイス to フェイス Face to Face

＜個人向け貸出に進出した場合の影響＞

― ゆうちょ銀行の教育ローンとかんぽ生命の学資保険の組み合わせで販売攻勢が行われると、信用金庫の融資のタイミングが奪われる。

― ゆうちょ銀行が、民間金融機関では通常信用リスクが高くて貸出ができない顧客層に対して貸出を行うことになれば結果的に顧客が返済できなくなってしまい、被害を受けるのは一般消費者である国民である。

＜企業向け等貸出に進出した場合の影響＞

― ゆうちょ銀行は、「ふるさと小包」事業者に対するシナジー効果といっているが、融資の圧力販売を狙った抱き合わせ商法の実施につながる恐れがある。

― 地方の場合、法人企業よりも個人事業主の取引先が多い。当金庫の場合、事業性貸出の約８割が個人事業主であり、貸出金額も相対的に低い水準となることから、ゆうちょ銀行の想定している顧客層と重複する。

＜その他＞

― 学校の口座振替の指定金融機関を、ゆうちょ銀行に全て奪われた経緯がある。その理由は、ゆうちょ銀行が破格の安価な手数料水準で民間金融機関から顧客を奪う戦略を取っているためであり、明らかに民業圧迫である。

2. 事業性貸出の取引先構成＜(1) 貸出対象別＞

あなたと まちと フェイス toフェイス Face to Face

信用金庫の事業性貸出先のうち、個人事業主は、48.8%を占めており、約半数は個人事業主向けの貸付となっている。

貸出対象別貸出先構成
（平成24年11月末）

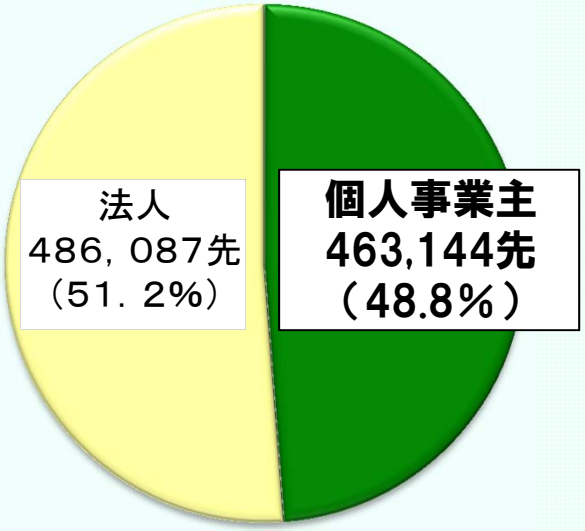

※ しんきん共同システム運営機構から入手した共同事務センター加盟金庫（243金庫）のデータを基に本会で推計（平成24年11月末時点）。

2. 事業性貸出の取引先構成＜(2) 従業員規模別＞

あなたと まちと フェイス toフェイス Face to Face

信用金庫の事業性貸出先は、従業員規模20人以下の企業が93％を占めており、信用金庫は、地域金融や中小企業金融において重要な役割を担っている。

従業員規模別貸出先構成

（平成20年3月末）

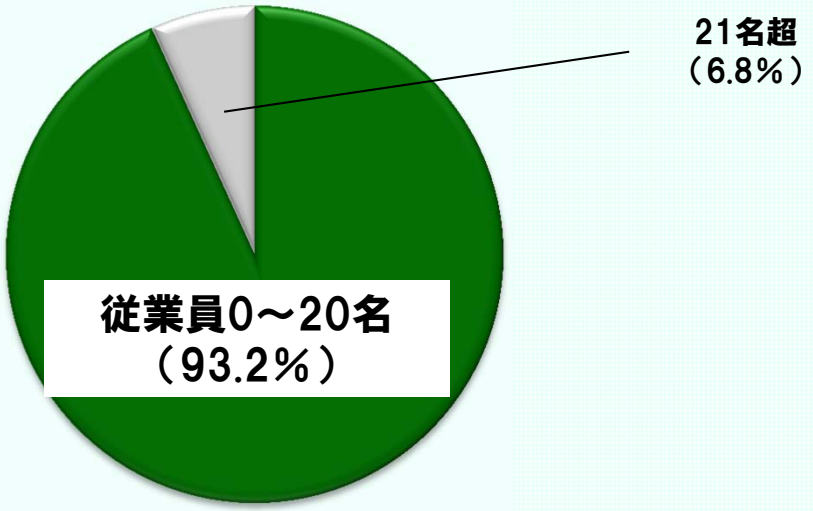

※ 全信協調べ（有効回答267金庫）
（注）集計対象は、地方公共団体および住宅ローン・消費性ローンのみの先を除く法人・個人事業主（20年3月末時点）。
従業員数0～20名には、システム上に従業員データのない先（主として簡易査定先等の小規模かつ延滞のない先）を含む。

2. 事業性貸出の取引先構成＜(3) 貸出金金額階層別＞

あなたとまちとフェイスtoフェイス Face to Face

信用金庫の事業性貸出先等のうち、貸出金1，000万円未満の小口取引先（会員）は、56.9%を占めており、半数を超えている。

貸出金金額階層別貸出先構成
（平成24年3月末）

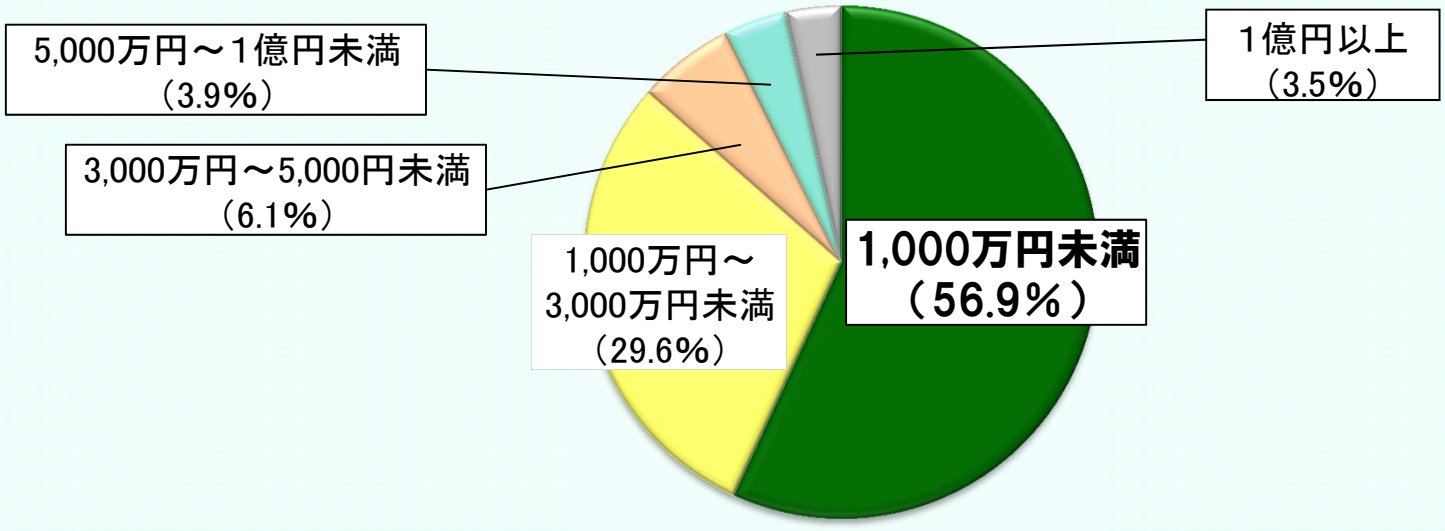

※ 各信用金庫業務報告書に基づく（全国271金庫）
（注）集計対象は、会員向け貸出のみとし、員外貸出（①預金等を担保とした貸出、②個人向けカードローン等の小口貸出、③地公体等向け貸出、④金融機関向け貸出等）を除く。

3. 住宅ローン利用者の属性＜(1)貸出対象別割合＞

あなたと まちと フェイス toフェイス Face to Face

信用金庫の住宅資金に関する貸付のうち、小規模・個人事業者を対象とした貸付は3分の1以上を占めている。

住宅資金に関する貸出先構成
（平成23年度新規実行額）

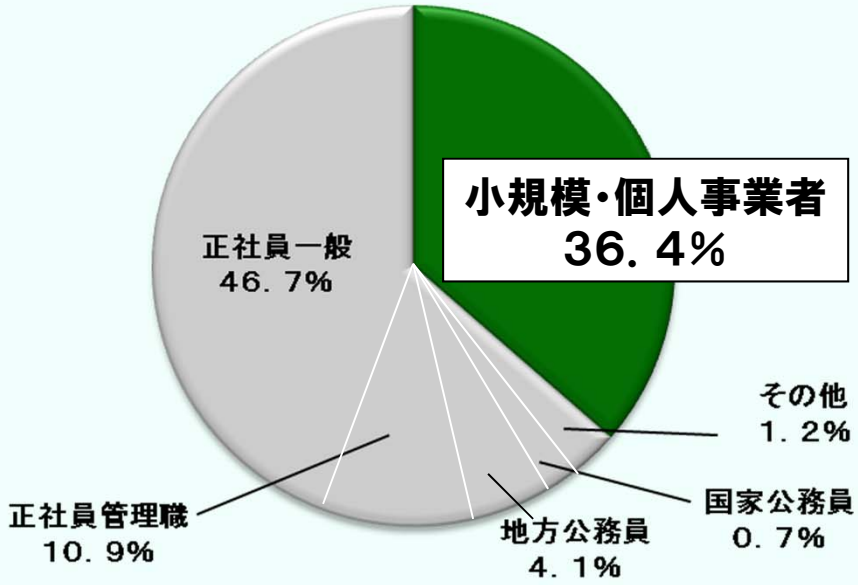

※1　信用金庫業界の信用保証会社であるしんきん保証基金から入手したデータを基に本会で推計(平成)23年度新規実行額)。
※2　住宅資金に関する貸付けは、「土地・新築建物」、「土地・中古建物」、「新築マンション」、「中古マンション」、「土地のみ」、「建物」、「増改築」を資金使途としたもののほか、住宅ローンに関する「肩代わり融資」を含む。

3. 住宅ローン利用者の属性＜(2) 年齢別割合＞

あなたと まちと フェイス toフェイス Face to Face

信用金庫の住宅資金に関する貸付のうち、50歳代以上の顧客層に対する貸付は約4分の1を占めている。

住宅資金に関する貸付（年齢別）

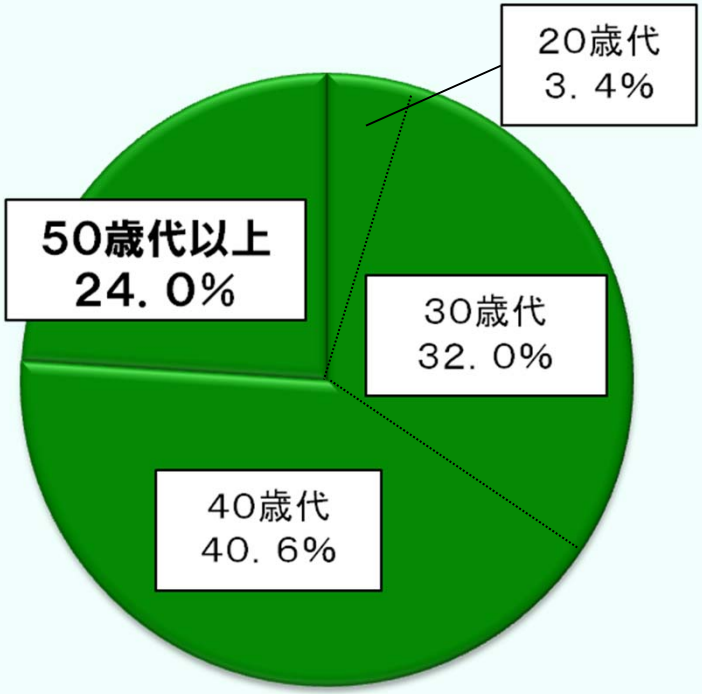

増改築に関する貸付（年齢別）

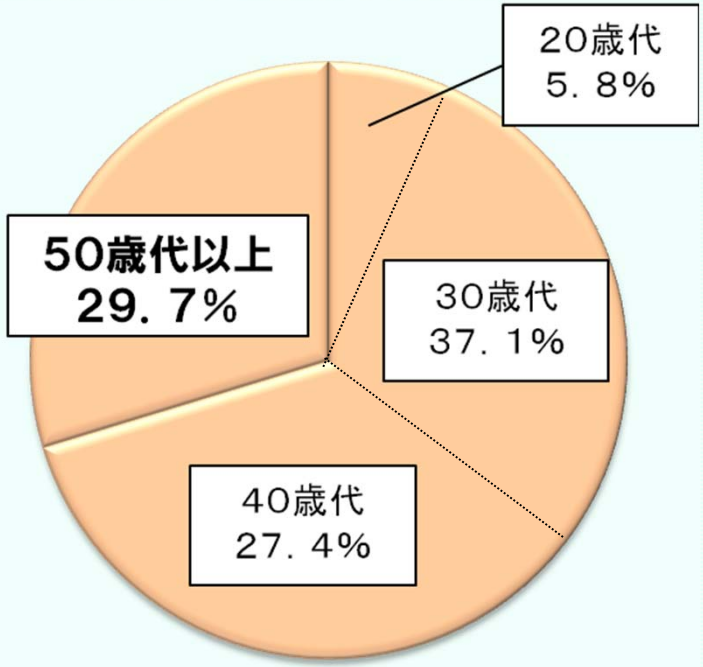

※ 信用金庫業界の信用保証会社であるしんきん保証基金が平成23年度中に保証を付した住宅ローンの実行件数に基づき、本会が作成。

3. 住宅ローン利用者の属性＜(3) 年収別割合＞

あなたと まちと フェイス toフェイス Face to Face

信用金庫の住宅資金に関する貸付のうち、年収400万円未満の顧客層に対する貸付は約4分の1を占めている。

住宅資金に関する貸付（年収別）

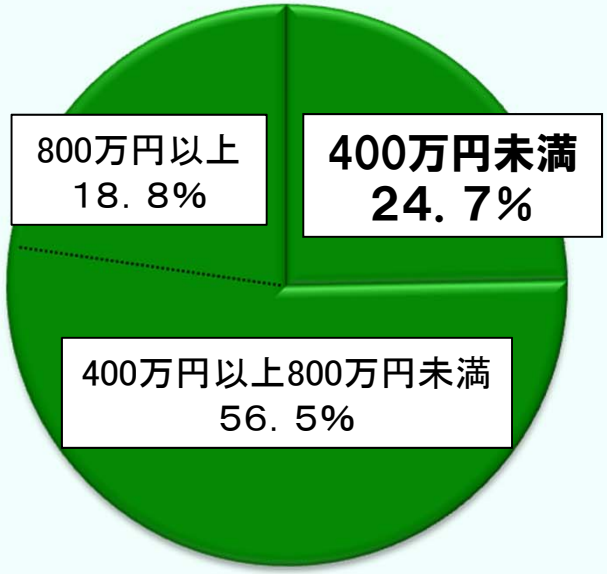

増改築に関する貸付（年収別）

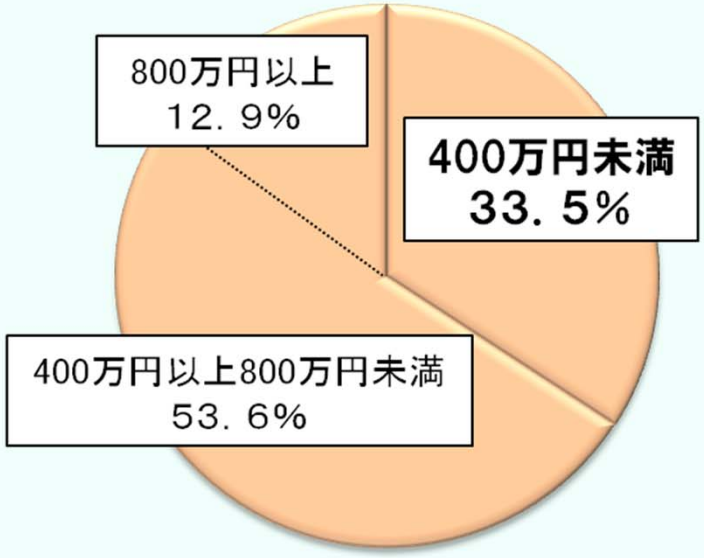

※ 信用金庫業界の信用保証会社であるしんきん保証基金が平成23年度中に保証を付した住宅ローンの実行件数に基づき、本会が作成。

4. ゆうちょ銀行と信用金庫の規模の比較

あなたと まちと フェイス to フェイス
Face to Face

－24年3月末現在－

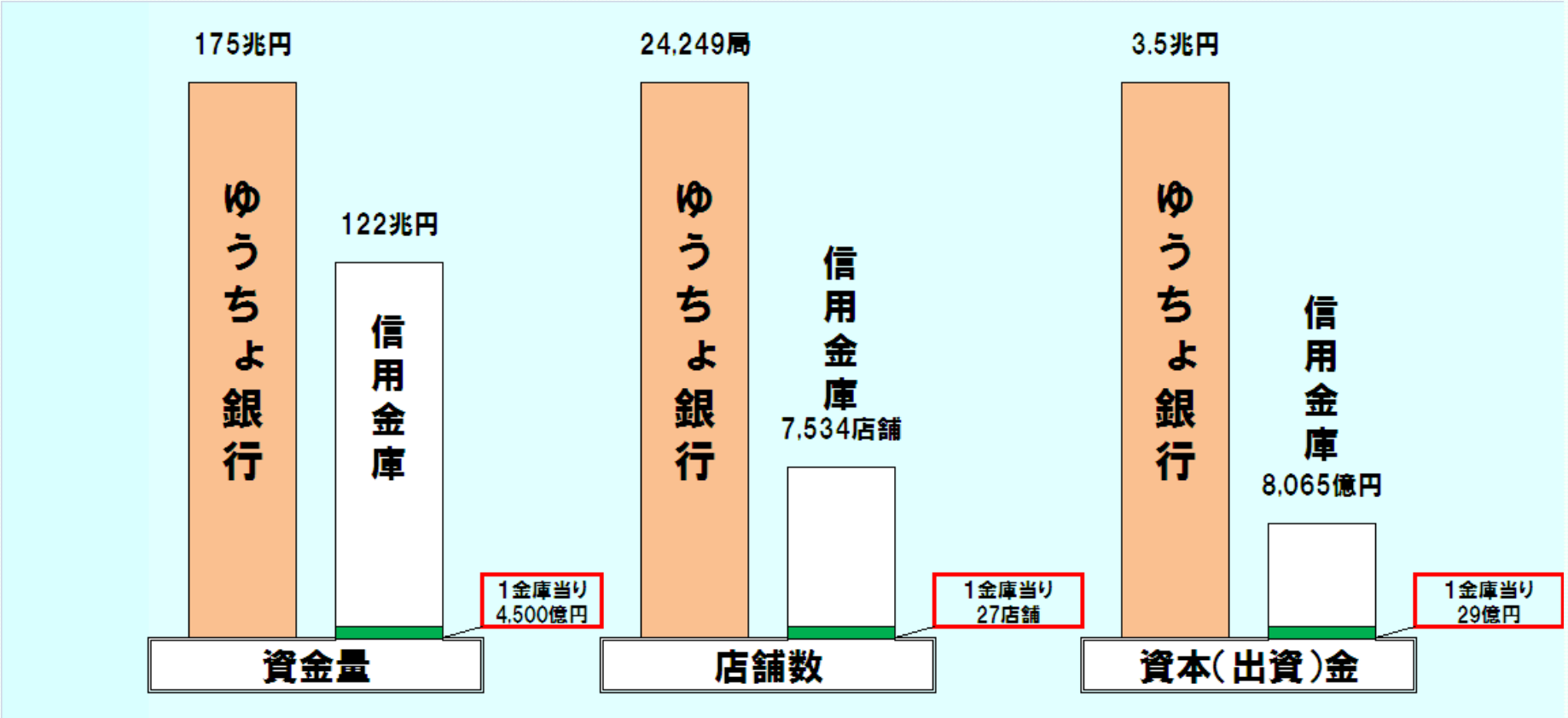

※「日本郵政グループディスクロージャー誌 2012」等を基に作成。

信用金庫と国内銀行の貸出先の内訳

あなたと まちと フェイス toフェイス Face to Face

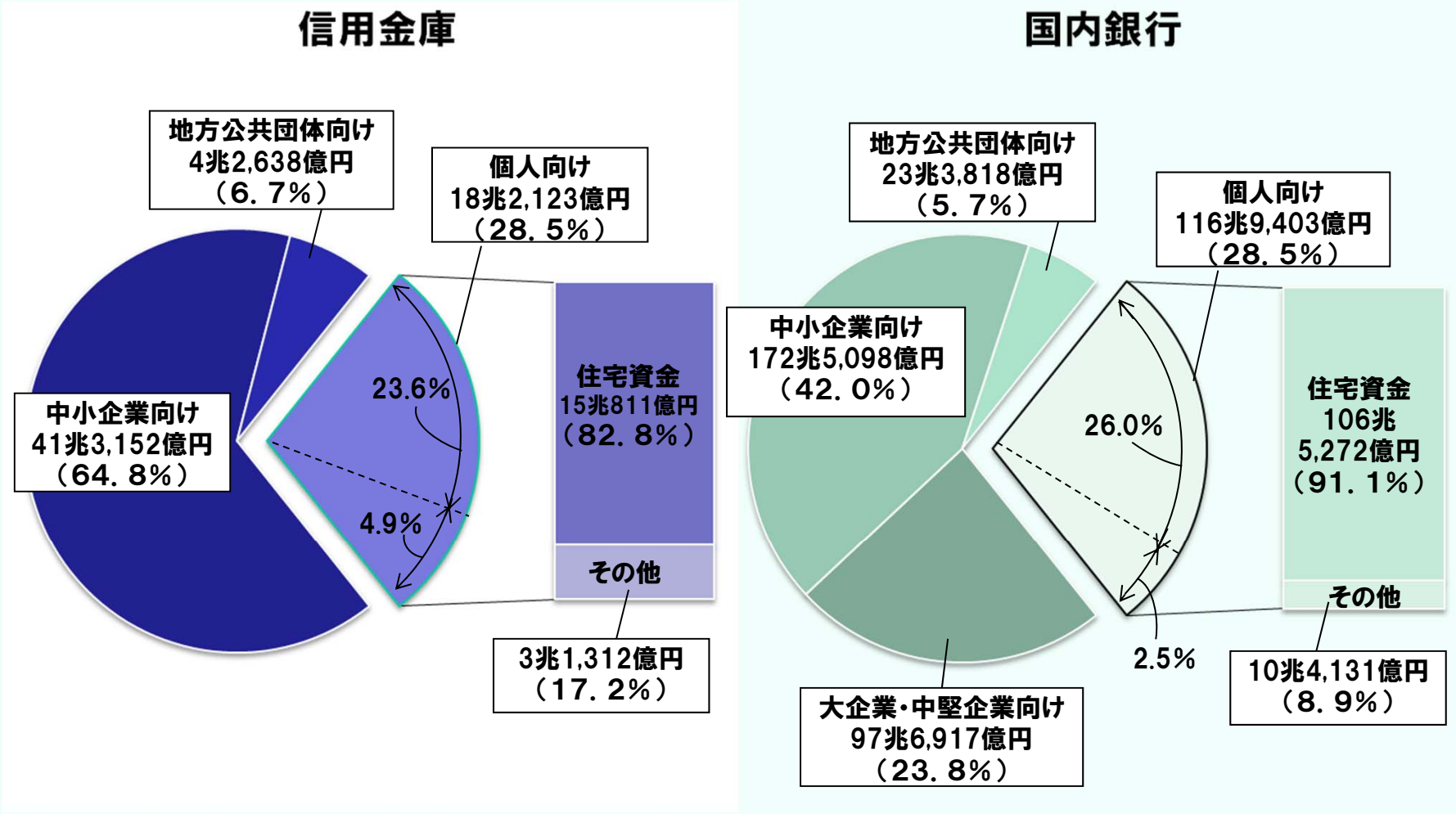

※　日銀「時系列統計データ」を基に本会が作成（平成23年度末残高）。

（参考）「所見」（案）に対する業界意見と修正後の所見（抜粋）

あなたと まちと フェイス to フェイス Face to Face

➢ 所見（案）に対する本会意見（抜粋）

（地域金融の安定：中小企業向け貸出）

これまで民間金融機関が主張してきた「地域金融の安定への配慮」に関して、所見案では全く記載がない。郵政民営化法第2条では「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」することが明記されていることから、地域金融に与える影響について配慮することを所見に盛り込むべきである。

特に、地域の中小企業に対する貸出は、当該中小企業との長期・安定的な信頼関係が不可欠であるが、そうしたノウハウのないゆうちょ銀行が、財務状況等の定量的な情報のみで定型的な貸出業務に参入すれば、長年にわたり築き上げてきた地域密着型金融の仕組みが崩壊し、中小企業への安定的な資金供給が阻害され、地域金融・経済に深刻なダメージを与える可能性が高い。

（地域金融の安定：住宅ローン等）

地域の住宅ローン市場は、人口の減少に伴う住宅需要の低迷と相まって、過当競争により調達コストに見合った金利を確保することが困難であり、現在でも適正な金利水準が形成されているとは言い難い状況にある。また、信用金庫業界では、これまで幅広い顧客層に対して住宅ローンを提供してきており、意識的、積極的に取組んでこなかった顧客層等は存在しない。

このような状況の下、ゆうちょ銀行が地域の住宅ローン市場に参入すれば、更なる競争の激化は避けられず、巨大な資金量を背景に低金利攻勢で民間の融資シェアを奪うことは必至であり、ひいては地域の住宅需給関係に悪影響を及ぼすことが懸念される。

なお、住宅ローンは、与信時から一定期間経過後にデフォルトリスクが極大化することや、中途解約により予定していた将来のキャッシュフローに差異が生じるなどの特有のリスクを抱えているため、十分な内部管理態勢の構築が必要であり、住宅ローン分野への進出がゆうちょ銀行の収益に貢献することになるとは到底思えない。

貴委員会においては、ゆうちょ銀行にこうした地域の小零細企業や個人のリテール分野に対する貸出業務の取扱いを認めることが、地域金融・地域経済に混乱をもたらし、ひいては国民負担が生じる可能性が高いことを是非ともご認識いただき、地域金融への影響に配慮すべきことを所見において明確に示していただきたい。

➢ 本会意見等を踏まえた修正後の所見（抜粋）

～前段部分省略～

4 その他

① 地域金融・経済への貢献のあり方

金融二社の新規業務の調査審議に当たっては、地域金融の安定や地域金融・経済に与える影響について配慮が必要であるという指摘があった。

金融二社においては、地域金融・経済への貢献に向けて、他の金融機関等との適正な競争関係を確保し、また、他の金融機関等との協業についても利用者利便の向上につながるよう、具体的な取組みの検討を進めることが望まれる。